

府政防第109号
消防災第25号
(新)国国地第81号
平成24年1月27日

関係道府県消防防災主管部長 殿
関係道府県豪雪地帯対策主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
国土交通省国土政策局地方振興課長
(公印省略)

除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について(通知)

降積雪期における雪害対策については、平成23年12月9日付けで「降積雪期における防災態勢の強化等について」(中防消第47号)、「除雪作業中の事故防止対策等について」(府政防第1242号)、及び「降積雪期における防災体制の強化について」(消防災第405号)にて、対策に万全を期されるよう通知したところですが、今冬期の降積雪により、すでに各地で多くの方が雪害により亡くなられています。

また、気象庁によると、今後も雪が降りやすい状況が継続すると予想されています。

このようなことから、今冬期の雪害による被害の発生の状況等を踏まえ、下記の事項にさらに一層留意し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるよう、改めてお願いします。

貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害即応体制の強化

引き続き、地元气象台の発表する大雪警報・注意報等の雪に関する防災気象情報に留意し、大雪等への警戒を怠らず、災害即応体制の強化を図ること。

2 除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底

今冬期の雪による犠牲者のうち、原因別では除雪作業中が8割強と多いことを踏まえ、複数人での作業の実施、携帯電話の携帯、屋根の雪下ろし等の際に命綱やヘルメットを着用すること、軒下での作業時の落雪に注意することなど、除雪作業中や、屋根雪の落下等による人身事故を防止するための注意事項について、住民への普及啓発にさらに努めること。

その際、内閣府、国土交通省のホームページに掲載している「大雪に対する防災力向上方策検討会提言（中間とりまとめ）」を参照するとともに、啓発資材「よくある除雪作業中の事故の原因と対応」を必要に応じ活用すること。

[内閣府（防災担当）ホームページ]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

[国土交通省ホームページ]

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html

3 高齢者等の事故防止

今冬期の雪による犠牲者のうち65歳以上の方が約7割となっており、高齢者が占める割合が高いことから、高齢者等の災害時要援護者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じ消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと除雪作業を行うなど、高齢者が無理をすることなく除雪できるよう早急に取り組むこと。